

## 消費者被害注意情報

最近、次のような販売目的を隠す悪質商法事案が発生しています。

### ミシンの訪問販売事案

県東部の60歳代の女性から「ミシンの調整をするとやってきて高額なミシンを買わせる等、販売目的を隠して近づくミシン店がある」旨の苦情相談が寄せられました。「換気扇を500円で掃除する」と告げて高額な掃除機を販売するなども行っているようで、他に県東部の50歳代の女性からも「ミシンの調整をしてあげると電話がかかってきた。大丈夫か」といった相談も寄せられております。

### 電位・温熱治療器の訪問販売事案

県西部の80歳代の女性から広島市に本店が所在する会社に係る電位・温熱治療器の訪問販売に関する苦情相談が寄せられています。「ごめんなさい布団屋です」と販売目的を告げず、高齢者の家に勝手に上がり込み、「古い電気毛布は5万円で下取りする。」「こんなものを使っているとコードが焼けて火事になる。」「身体が乾燥してぜんそくにもよくない。」などと告げて古い電気毛布の紐を切断するなどして強引にはぎ取り、持参したマット(電位・温熱治療器)を24万円で販売した事案です。この業者に係る苦情・相談、本年4月末から広島県で5件、島根県で3件(石見部)、山口県で1件の計9件発生しています。これら相談の中には廃品回収を装うなどの手口も数件見られ、常習的に行われている状況が伺えます。

販売目的を隠す手口は、特定商取引法第3条に規定する「売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにする義務」に違反する行為であり、絶対に許されません。被害防止に向けた広報啓発をよろしくお願いします。

## 9月の相談件数及び苦情の多い相談

587件(年間累計 3,182件)

順位	項目	件数	主な内容
1	オンライン等関連サービス	149	身に覚えのない有料サイト利用料等の請求等
2	フリーローン・サラ金	106	多額の借金の整理方法、融資詐欺、ヤミ金融等
3	商品一般	40	身に覚えのない代金の請求等、他に分類されないもの
4	家庭用電気治療器具	26	SF商法(催眠商法)等
5	食料品	19	安全性、表示、事故米等

悪質商法は許さないゾー

